4　設計共同体としての資格及びその審査
　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成20年３月31日付け国土交通大臣官房地方課長、国土交通大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成20年３月31日付け公示」という。）６⑵の①から④までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
①　平成20年３月31日付け公示５⑵の①から⑤までに該当しない者であること。
②　当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成21年12月４日付け支出負担行為担当官中部地方整備局長）２及び説明書２に示された条件を満たしている者であること。
⑵　業務形態
①　構成員の分担業務が、業務の内容により本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。
5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
　４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る企画提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
6　資格審査結果の通知
　「競争参加資格認定通知書」により通知する。
7　資格の有効期間
　６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
8　その他
⑴　設計共同体の名称は、「H21岐阜地方・家庭裁判所庁舎設計業務××・△△設計共同体」とする。
⑵　当該業務に係る特定手続きに参加するためには、当該選定の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成21年12月４日付け支出負担行為担当官中部地方整備局長）に示すところにより企画提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

旭川⑵庁舎新設等建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。
平成21年12月４日
支出負担行為担当官
北海道防衛局長　土居　隆彦
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　01
1　工事名　旭川⑵庁舎新設等建築その他工事（電子入札対象案件）
2　工事場所　北海道旭川市
3　工事概要
建築工事
・庁舎新設（一部仕上げ工事及び車寄せ部分を除く）
構造　鉄筋コンクリート造３階建て
規模　延べ面積約6,130㎡
・局舎増設
構造　鉄筋コンクリート造２階建て
規模　延べ面積約570㎡
・鉄塔新設
鉄骨造、H＝30m×２基
・既設建物解体（木造平屋建て、３棟）
建物番号＃２建物解体（建物延べ面積約24㎡附帯設備工事含む）、建物番号＃47建物解体（建物延べ面積約５㎡）、建物番号＃66建物解体（建物延べ面積約88㎡）
土木工事
・既設庁舎の屋外給排水管切り回し工事
・局舎増設に伴う附帯土木工事及び既設屋外給排水管、既設暖房ダクトの切り回し工事
工期　平成24年１月31日まで。ただし、鉄塔新設は平成22年７月30日及び局舎増設は平成22年11月30日まで。
4　競争参加資格審査申請書の交付
⑴　交付期間　平成21年12月４日から同年12月24日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までの間を除く。）。平成21年12月24日は午前９時から正午まで。
⑵　交付場所　〒060―0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目札幌第３合同庁舎　北海道防衛局総務部契約課　電話011―272―7513　ＦＡＸ011―280―0351
⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
5　申請書の提出
⑴　提出期間　平成21年12月４日から同年12月24日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までの間を除く。）。平成21年12月24日は午前９時から正午まで。
　なお、平成21年12月24日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時。
⑵　提出場所　上記４⑵に同じ。
⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成21・22年度資格審査申請の際に提出したものの写し
イ　共同企業体協定書の写し
ウ　下記６⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成21年12月４日付支出負担行為担当官北海道防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式４と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）
⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
　申請書は、平成21年12月24日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
6　特定建設工事共同企業体としての資格
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。
ア　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
イ　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、990点以上であること。
ウ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記アの再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。